

I 地域福祉計画の考え方

1. 地域福祉計画策定の背景と趣旨

○社会の状況

全国的に、少子高齢化、単身世帯の増加、非正規労働者の増加等が進行しています。これらを背景として、自助[※]のみで日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しており、暮らしの支援ニーズが増大し、また、複雑化・多様化しています。

他方で、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、従来の地域福祉活動の担い手の高齢化や後継者不足等も進んでおり、地域における互助力も弱まりつつあります。

これらの結果として、ダブルケア[※]や生活困窮者の社会的な孤立、8050問題[※]等、必要な支援につながりにくい事例が各地で顕在化しています。2025年には65歳以上の人口が国民の3分の1を占め、また、2040年には65歳以上の人口がピークに達すると見込まれており、今後、このような問題はさらに深刻になることが想定されます。

このような中、共助[※]を担ってきた社会保険、公助[※]を担ってきた公的福祉も少子高齢化等の影響を受けており、効果的で持続可能な社会保障制度の構築が喫緊の課題として位置付けられてきました。今後の少子高齢化や経済成長の鈍化等の状況を見据え、個別制度の見直しにとどまらない、自助・共助・公助全体のより適切なあり方の再構築が求められています。

既に、制度改革の一環として福祉分野の改革も進められています。福祉分野の改革においては、従来、高齢者施策の一環として推進されてきた「地域包括ケアシステム」の高齢者以外への展開や、誰もが支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取り組みがはじまりました。

地域共生社会の実現に向けては、地域の実情に応じた仕組みづくりが必要となることから、市町村地域福祉計画の役割がこれまで以上に重要となります。このような状況を背景として社会福祉法が改正され、平成29年（2017年）には市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

※ 【自助】：他の力に依存せず、独力で事をなすこと。

※ 【ダブルケア】：子育てと老親の介護を同時期に行うこと。

※ 【8050問題】：80代の親が50代の子どもの生活を支えるという問題。若者の引きこもりが長引き、親子ともに高齢化した結果として生じており、介護や貧困で生活が立ち行かない深刻な事態も生じている。

※ 【共助】：地域の共同体において身を守り助け合うこと。

※ 【公助】：公的機関によって提供される援助。

○大和市の状況

市では、地域福祉計画の策定が努力義務化される以前の平成15年（2003年）に大和市地域福祉計画を策定し、改定してきました。近年では平成26年度（2014年度）に、第4期大和市地域福祉計画（以下、「前計画」という。）を策定し、「つながりが生みだす豊かな暮らし」を基本理念として、その実現のため9つの個別目標に基づき地域福祉の推進に取り組んできました。また、平成30年（2018年）には、「70歳代を高齢者と言わない都市 やまと」宣言を行いました。これは、この世代の方々の生涯現役意識を高めるとともに、支えを必要とする方には手を差し伸べながら、個々の意欲や能力に応じて、いつまでも生き生きと活躍していただきたいという考えに基づき行ったものです。これらの取り組みは、国が示している「地域共生社会」と整合するものであり、大和市版の「地域共生社会」づくりの象徴的、先導的な取り組みとなるものです。

また、この間、地域の団体による避難行動要支援者名簿の共有や「協議体^{*}」の設置など、地域による支え合いを促進する取り組みも広がっており、地域福祉は着実に推進されていますが、今後さらに進展が予想される人口減少・少子高齢化や、高齢者、児童等に対する虐待、社会的孤立など複雑化する地域の課題に対応する取り組み、また、第2のセーフティネットと言われる生活困窮者自立支援制度の推進や権利擁護の推進など、安心を制度的に支える取り組みが一層求められています。

さらに、今後は、市においても死亡数が急速に増加し、人口が減少していく多死社会に向き合っていくこととなります。「看取り」や「終末期医療」のあり方は既に社会問題となっており、「終活」という言葉も社会に幅広く定着しています。血縁・地縁が希薄になった社会においても、誰もが地域で自分らしく人生を最後まで充実して過ごせるようにしていくこと、そして、自分らしく最期を迎えられるようにしていくことが、今後の地域福祉の役割としてより一層重視されていくことが考えられます。本格的な多死社会を迎えるにあたり、前もって取り組んでいくことが市に求められています。

平成30年度（2018年度）をもって前計画の計画期間が終了することから、国の制度改革や社会情勢、地域の状況を踏まえるとともに、これまでの市民や市の取り組みを土台として、より地域住民のニーズに沿った地域福祉の推進が図れるよう「第5期大和市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

^{*}【協議体】：高齢者を支える地域の活動を行っている地区社会福祉協議会、自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、シルバー人材センター、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間企業、協同組合等による組織で、多様なサービスの提供体制を構築し、生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進する。

2. 計画の根拠となる法律

平成29年（2017年）の社会福祉法の改正により、第107条第1項において、市町村地域福祉計画の策定が努力義務として規定されました。本計画は、この規定を根拠として、福祉分野の上位計画として策定するものです。

《社会福祉法》

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

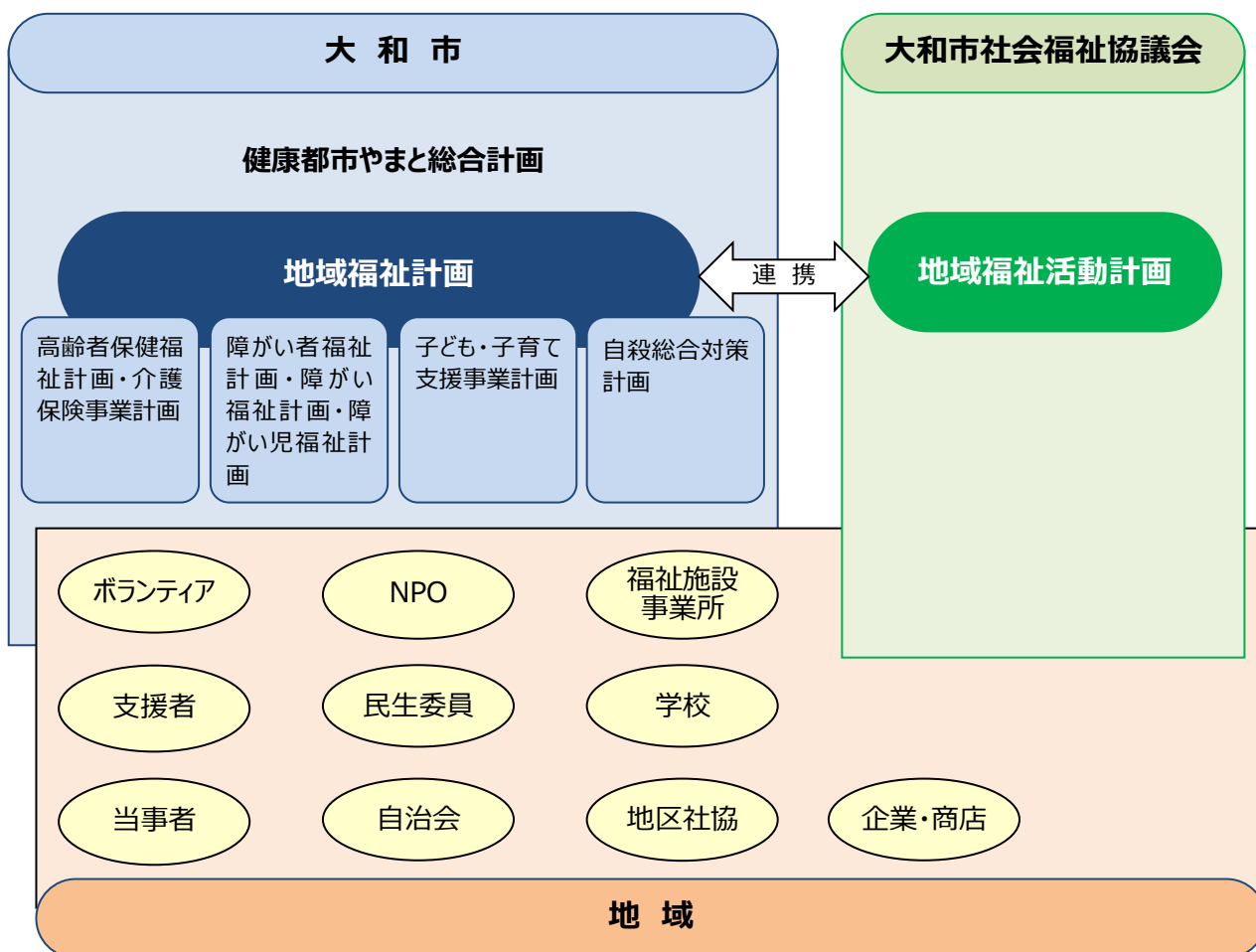
3. 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画と位置付けられます。市の行政計画として、地域福祉推進組織である大和市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が策定する大和市社協地域福祉活動計画と連携しながら地域福祉を推進します。

また、健康都市やまと総合計画（以下、「総合計画」という。）に則した福祉分野の計画であり、「健康都市 やまと」宣言のもと、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、自殺総合対策計画、子ども・子育て支援事業計画等、福祉分野の個別計画の理念や施策等を包括的な視点から総合化する計画です。福祉分野の個別計画の上位計画として、各計画の推進に当たって重要となる地域力の向上を図るとともに、市民と行政とが協力して地域課題に取り組むための共通の方向性を示します。

さらに、権利擁護に関しては、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）第14条に規定された成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村成年後見制度利用促進基本計画」という。）の策定に向けて基本方針を示します。

《計画の位置付け》



《福祉分野の個別計画と地域福祉計画》

社会福祉法第107条

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

地域福祉計画

**福祉のまちづくり・地域社会を巻き込む取り組み
(個別計画を横断する取り組み)**

- ・地域包括ケアシステム（包括的で継続的な支援）
- ・住民参加型活動の推進（生活支援・援助サービス、支え合い活動、団体との連携）
- ・担い手（ボランティア・サポーター等）の育成・確保
- ・啓発・教育・情報提供（福祉への理解）
- ・相談支援（総合相談・相談ネットワーク）
- ・社会参加・交流・生きがい（居場所、参加・交流機会）
- ・安全・安心（見守り・孤立防止・災害時避難行動支援、困窮者支援、権利擁護・成年後見制度利用促進）
- ・まちのバリアフリー・ユニバーサルデザイン 等

地域福祉計画で
総合化

<p>高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画</p>	<p>障がい者福祉計画 障がい福祉計画 障がい児福祉計画</p>	<p>子ども・子育て支援 事業計画</p>	<p>自殺総合対策計画</p>
<p>高齢者保健福祉施策 (高齢の方を対象とする 専門的施策)</p>	<p>障がい者・児福祉施策 (障がい者・児を対象とする 専門的施策)</p>	<p>子ども・子育て支援施策 (子ども・子育てを対象 とする専門的施策)</p>	<p>自殺総合対策 (自殺に関する専門的施策)</p>

4. 計画の期間

本計画の期間は、総合計画と整合を図り、2019年度から2023年度までの5年間とします。

団塊の世代*がすべて75歳以上となり、国民の3人に1人が65歳以上となる2025年の直前までが計画期間となります。

《計画の期間》

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
総合計画	第8次	健康都市やまと総合計画（前期基本計画）							2025年問題 （国民の3人に1人が75歳以上となる）
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期			第8期					
障がい者福祉計画	（5か年）		（5か年）						
障がい福祉計画・障がい児福祉計画	第5期・第1期			第6期・第2期					
子ども・子育て支援事業計画	（5か年）		（5か年）						
自殺総合対策計画			（5か年）						
地域福祉計画	第4期	第5期地域福祉計画（5か年）							
社協地域福祉活動計画	第5次	第6次							

*【団塊の世代】：一般的に、第二次大戦後の昭和22年～24年（1947年～1949年）に生まれた世代のことを指す。第一次ベビーブーム世代とも呼ばれる。